平成22年度(社)全国木材組合連合会事業報告

平成23年3月11日に、我が国史上最大の東日本大震災が発生し未曾有の大災害を受けました。犠牲者の方々にご冥福をお祈り申し上げ、また多くの被災者、被災地域そして受災された林業木材関係者の皆様方に心からのお見舞いを申し上げます。

平成 22 年の我が国の経済動向は、円高、デフレ等による景気低迷、厳しい雇用情勢が続きました。新設住宅着工戸数は前年を上回ったものの 81 万 3 千戸と低水準にとどまりました。国は平成 22 年 9 月 10 日に「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」を閣議決定し、「円高等に対する緊急的対応」、「景気・雇用動向を踏まえた機動的対応」として補正予算等を講じました。平成 22 年 10 月には「公共建築物等への木材の利用の推進に関する法律」が施行され、同年 11 月には林野庁は森林・林業再生プランの実現に向けた改革の姿を明らかにしました。林業・木材産業は、昨年秋以降に木材・国産材の需要が上向き傾向に転じたものの、依然として厳しい事業環境にありました。

東日本大震災は、わが国の経済社会に極めて深刻な事態を招き、国を挙げて復旧・復興の取組みが緊急かつ最大の課題となっています。木材業界は復旧・復興資材としての木材を安定的に供給していくことが不可欠であります。経済・景気動向は厳しい局面となっていますが、国等による復旧・復興対策、景気対策、さらに業界の最大限の木材利用促進努力などにより、大震災地域の復旧・復興、景気の維持回復、そして木材産業の再興が一日も早く実現できることを強く期待するものであります。

平成22年度の全木連活動を顧みますと、

- 第一は、東日本大震災の発生とその緊急的対応です。震災直後に全木連「東日本大震 災対策本部」を設置し、被害状況の把握とともに仮設住宅、救援・復旧のための支 援要請、木材需給の安定化促進などに取組み、また金融・中小企業支援対策などの 情報提供等に努めました。平成23年度においても、会員とともに被災地域、被災木 材事業者等の復旧・復興等に向けた諸活動に取り組むこととしています。
- 第二に、木材利用が促進できる制度充実とその実効に向けた活動です。「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行されました。このような制度は木材業界が永年切望してきたものでその実現のための活動強化に取り組みました。また、制度運用による実効性確保に向けて、国、地方公共団体、建築・設計関係者等との連携、要請活動の強化、JAS製品・乾燥材供給拡大などの活動を実施しました。
- 第三に、木材産業の経営安定に対応するための活動です。平成22年9月の「円高等に対する緊急的対応」、同年11月の「景気・雇用動向を踏まえた機動的対応」として補正予算等において、木材産業関連対策が盛込まれるよう活動し、地域活性化

対策、中小企業対策、地域材利用住宅への支援等木材振興対策などが措置されました。また、セーフティネット等経営支援対策などきめ細かく情報提供等の活動に取組み、中小企業信用保証対策の「緊急保証制度」(木材・木製品製造業を含む48業種)が延長されました。

第四に、住宅等への木材・地域材の利用拡大等の取組み活動です。一般消費者等への木材・地域材利用拡大のため、会員と連携してセミナー、住宅、公共施設、商工業施設等への新たな地域材利用の普及、部材開発の促進等に積極的な活動を実施しました。また、住生活空間のあらゆる分野での木材利用対策、木質バイオマス利用対策の充実強化の要請とともに、それら対策の有効活用推進に取組みました。全国の木材関連事業者は、長期優良住宅や地域木材住宅に関する事業、産地等の明確な木造住宅支援事業、新たな部材開発事業、中小の木材関係事業者の有機的連携事業などの対策に積極的に取組み、木材・地域材の利用拡大、木材産業の体質強化が推進されました。

第五に、第45回全国木材産業振興大会における「新たな木材利用への挑戦で木材産業の創造的再興」に向けた業界総意の確認と内外に向けたアピールの実施です。大会は平成22年10月14日(木)に北海道札幌市内で全国から約800名の参加者の下で盛大に開催し、住生活空間への木材・国産材の利用拡大、総合的な経済対策・中小企業対策などの充実、公共建築物等への木材利用促進、「木材」の利用推進が図られる税制度・エコポイント制度の導入などについての宣言を決議して会員挙げてその実現に向けて活動しました。

第六に、「低炭素化社会」の構築と木材利用の取組みです。温室効果ガス排出量取引の国内クレジット制度及びカーボンオフセットクレジット制度、そして再生可能エネルギーを普及する法制度やカーボンフットプリントの制度の検討などの対応に積極的に取り組みました。また、違法伐採問題については、引続き合法木材の信頼性向上や利用推進の活動に取り組みました。

平成22年度は、以上のほか木材貿易、品質、性能に優れ、健康、環境に配慮した 木材製品の安定的な生産販売に向けた各種取組みを進め、一定の成果を上げてきま した。これも、関係団体、関係省庁等の格別なご協力の賜物と深く感謝申し上げ、 以下のとおり事業報告します。

I 一般消費者等への木材利用普及の推進

1. 利用普及の推進

- (1) 木材・国産材利用のセミナー・フェア開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1,2 ア 首都圏で「活かして使おう国産材」フェアを会員の参加協力を得て11月、 12月に2回、また「森と木とすまいツアー&セミナー」を10月、11月に2回 開催するなど、一般消費者や木材利用ユーザーに対する木材利用の普及推進 活動を実施した。
 - イ また、平成23年1月に木材利用推進中央協議会との共催で「公共建築物、 商業施設等における新たな木材利用の事例発表会」を開催した。公共建築物 等木材利用促進法制度の施行等の背景もあって、建築設計関係等の多くの参 加者から大きな関心が寄せられた。

(2) 木材 PR ポスター等の活用による普及

「健康」な木造住宅を訴える内容の木材PRポスター2万枚「いつもふれあう我が家だから」の作成を行い会員等に配布し、また、「もっと知りたい木材の良さ」、「木の再発見」などのパンフレットを「活かして使おう国産材」フェアなどで広く一般消費者等に配布し、木材の利用PRを推進した。

(3) 木づかい運動への参画

林野庁が展開している、国産材の利用拡大に向けた「木づかい運動」のPR活動に対応して、全国各地において10月の「木づかい推進月間」を中心にフェアや展示会等の各種イベント、一般消費者、企業向けのセミナー、シンポジウムなどが実施された。

全木連は、会員、木材利用推進中央協議会とともに、「木づかい運動」のフェア、シンポジウムなどに積極的に参加協力し、またイベント等において「木づかい運動推進ポスター」や「木づかいブック」を活用・配布しその普及に努めた。

(4) 美しい森林づくり推進国民運動と木材利用の推進

「美しい森林づくり推進国民運動」は、木材利用を含めた活動が進められており、平成22年度の全国会議では、平成22年が「国際生物多様性年」、平成23年が「国際森林年」となることを踏まえ、森林づくりや木材利用の推進活動が進められた。全木連は地域材利用も含めたこの運動の推進のため、会員への情報提供などに努めた。

(5) 木育活動の推進

木材の良さやその利用の意義を学ぶ「木育活動」については、各地域、団体等で積極的に進められている。中長期的な木材利用促進のためには、こうした

取組みは重要である。全木連では、この「木育」活動の推進のほか、平成22年8月の第10回高校生ものづくりコンテスト関東大会、平成23年1月の「第11回全国中学生創造ものづくり教育フェア」に資材提供、協力を行うなど、その推進に取組んだ。

(6) 木材表示の普及

「木材表示推進協議会」は、木材の原産地、加工種等情報の表示や合法木材供給事業体の認定を推進しており、平成23年2月末で団体会員4団体、企業会員73社(89事業所)がラベリングして製品を大量にマーケットに供給している。全木連は、今後ともこの木材表示の普及・活用に引き続き支援・協力していくこととしている。

2. 木材利用の提案等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3,4 平成22年7、8月の2回にわたって、木材利用推進中央協議会とともに「木 材利用推進の提案 | を林野庁ほか8関係省庁などに提案活動を実施した。

また、平成22年8月には、全木連正副会長・支部長が参集して林野庁幹部 との意見交換を通じ住宅・公共施設などへの木材利用の推進等の提案等を実 施した。

Ⅱ 住宅等への木材利用促進

1. 住宅等への木材利用推進

地域材の住宅建築等への利用推進は極めて重要であることから、林野庁、 国土交通省等の地域材利用対策、木造住宅対策などの充実強化の提案・要請 活動に取組むとともに、一般消費者等にパンフレット等をイベントなどで配 布普及してその利用推進に努めた。

(1) 木のまち・木のいえ推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料5 産官学が連携した「木のまち・木のいえ推進フォーラム」に、引続き参画し その活動推進に努めた。市民、建築・設計や林業木材関係者の多くの参加を得 て行う、「全国大会」は東京で、「リレーフォーラム」は千葉、広島、大阪、山形、 高知の5箇所で開催され、それらに多くの会員が参加し「木のまち・木のいえ」 の推進に努めた。

また、同フォーラムでは、木造による公共建築物等の建設促進のために、木造建築物設計に係る情報発信基盤としての木造建築設計情報プラットを構築することとしている。

(2) 国産材住宅づくりネットワークの促進・・・・・・・・・・・・・・・資料6 日本の木のいえで住まいづくりの推進を目的として「日本の木のいえ情報ナ ビ」が開設されているが、これは地域材の家づくりに関する建築知識、地域木材情報、金融情報、工務店情報などのサービス提供を行うものである。都道府県段階の相談窓口を担っている会員とともに、ネットワークの充実、サービスの提供の推進に努めた。

(3) 地域材利用の耐震改修の取組み

「"木の家づくり"から林業再生を考える委員会」(国土交通省)のメンバーを中心として、住宅の耐震化率の向上等を目的に活動する「木の家耐震改修推進会議」(議長:養老孟司東京大学名誉教授)が平成22年9月に発足し、全木連はその運営委員として参加した。平成23年1月17日(阪神・淡路大震災の発生日)には、全木連を含め建築、林業木材関係の6団体が共催して「"木の家"耐震改修大勉強会 in 神戸」を神戸国際会議場において開催した。全木連関西支部を中心に木材関係者の多くの参加協力を得て、全体では1千名参加者の下に耐震改修における地域材の利用推進の必要性を共有確認するとともにそのアピールを実施した。

2. 木造住宅振興対策の積極的活用の推進

(1) 木造住宅等への木材利用促進 ・・・・・・・・・・・・・・ 資料 7,8

ア 国土交通省は、木造住宅振興のため「木のまち・木のいえ整備促進事業」など積極的な施策を展開しており、中小工務店における長期優良住宅促進支援対策(都道府県認証材、合法木材等の利用の場合には上乗せ支援)や先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の建設支援対策、さらには緊急に耐震化が必要な建築物の耐震診断、耐震改修支援などを実施している。

これら事業は、民間事業者等の提案公募により進められるもので、事業の内容、採択状況等について機会あるごとに情報連絡しその有効活用を推進した。木材関連事業者、都道府県木連などから積極的な提案が相当数行われ、地域材の利用推進、建築関係事業者との連携促進が推進された。

このほか、住宅関連施策・税制など幅広い情報の提供に努めた。

イ 林野庁関連の対策では、平成22年度予算等で「住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業」において、地域材利用の①地域型住宅づくり対策②マンションの内装材、住宅の外構材③既存住宅の高耐震性・省エネルギー性に対応した新製品企画、さらに、木造建築の設計・施工の人材育成・確保に向けた「木のまち・木のいえ担い手育成拠点」(国土交通省との共同プロジェクト)、国産材の2×4住宅部材開発(平成21年度第一次補正予算)などの支援対策を展開している。機会あるごとにこれら対策の有効活用の推進に取組んだ。

これらの事業は、会員、会員事業者等により積極的な活用が推進された。

- (2) エコポイント制度の活用推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料9 ア 平成21年度第二次補正予算措置された住宅エコポイント制度は、平成22年 度補正予算で制度の拡充が図られた。木造住宅は、木材が炭素を固定し製造 エネルギーも少ないといったことから他の工法に比べて有利な条件となって おり、その活用推進に努めた。
 - イ 木材のエコポイント制度化について、その実現の要望を重ねてきたが、林野 庁では平成22年度第一次補正予算において産地等が明らかな木材を住宅等に 利用した場合の支援対策を措置し、都道府県等地方単独事業と併せてその有 効活用の推進に努めた
- (3)地域材利用の住宅建設促進の地方単独事業の推進・・・・・・・・資料10 都道府県、市町村における地域材利用の住宅助成の実施状況、これに対応した地方財政措置などの情報を提供し、地方単独事業の有効活用の取組みを推進した。

Ⅲ 公共施設・商工業施設等の木材利用促進

- 1. 公共施設等への木材利用促進
- (1)公共建築物等木材利用制度の取組み・・・・・・・・・・・・・・・資料11,12,13 ア 平成22年10月に、木材業界が永年の間切望してきた「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」、同法に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が施行・策定された。
 - イ この法制度に基づく木材利用の着実な促進のためには、業界団体等による 積極的な取組みが重要であり、会員挙げて①国の本省及び地方機関、都道府県、 市町村、独立行政法人等における実効性確保②地方公共団体における公共建 築物等の木材利用促進に関する制度的枠組みの構築について働きかけを強化 した。また地域の建築・設計団体等の連携、情報共有の取組促進や地域材、 JAS製品、合法木材等の安定供給体制促進などの取組みを推進した。さらに、 全木連各支部は国土交通省地方整備局の営繕関係部局とこの制度の推進に係 る意見交換、要請等の活動を進めた。
 - ウ 平成23年2月には公共建築物の計画・設計の効率化に資する「木造計画・設計基準」が策定されたが、これに当たっては、関係部局に対して木材乾燥の実態等も勘案して乾燥材の使用に混乱を来さないよう、現場における適切な運用の配慮要請を実施した。
 - エ 林野庁では平成22年度第一次補正予算において公共建築物等の木造・木質 化、木製品等への地域材利用の支援措置を講じ、その有効活用の推進に努めた。 全木連ホームページに「公共建築物等における木材の利用の促進HP」を開設した。

(2) 学校施設への木材利用の取組み

「学校の木造設計等を考える研究会」がとりまとめた「こうやって作る木の学校~木材利用の進め方のポイント、工夫事例~」を会員に配布・提供し、都道府県段階における学校の木造化の推進に努めた。

(3) 公共工事等への木材利用の取組み

農林水産省は、公共建築物等木材利用制度の施行を受けて平成22年12月に「農林水産省木材利用推進計画」を改定し、農林水産省関係施設、補助事業等における木材利用を一層強化した。その内容の情報提供・普及を行い公共土木等部門における木材利用の推進に努めた。

2. 商工業建築物等への利用推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料14 公共建築物等木材利用促進法制度の施行、環境問題への意識高揚等に伴い、 商工業建築物の木造化、内装材利用の動きが一層高まってきており、建築・ 住宅生産事業者からも今後の住宅着工見通しを踏まえ、この分野におけるビ ジネス展開に強い関心が寄せられつつある。

会員、木材事業者は関連施設の建築等事例を活用して積極的な木材利用推進の活動を進めている。こうした中で、平成23年1月に商工業建築物等含めて「新たな木材利用事例発表会」を開催するなど、その推進に取組んだ。

また、新規需要分野として、これまで木材があまり利用されなかった土木用資材などの分野への国産材利用拡大の取組みを推進した。

Ⅳ 低炭素化社会と違法伐採対策等の取組み

1. 違法伐採対策の推進

- (1) 合法木材製品の供給体制の推進・・・・・・・・・・・・・・・ 資料15 ア 平成21年度の合法木材供給は、認定事業体が取り扱う国産材原木の66%、
 - 原木輸入の25%、素材流通では国内材の56%、輸入材の3%の実績となり、また、平成23年3月段階の認定団体数は140団体、認定事業体数は8,114事業体となるなど合法木材供給体制の整備は着実に進展してきている。
 - イ 合法木材の信頼性向上を図るため、合法木材供給事業者認定団体の責任者 を対象とした中央研修、全国の認定団体による事業者研修を実施した。

(2) 合法木材の普及・利用推進の取組み

- ア 合法木材の普及・利用を推進するため、認定団体(都道府県木(協)連など) の協力を得て国等の機関、地方公共団体への普及活動や建築関係者向けのセ ミナー等を開催した。
- イ また、一般消費者需要者への普及を図るため、一般消費者向けのポスター、

パンフレットを作成配布するとともに、DIYショーへの出展、農林水産省「消費者の部屋」、ホームセンター店頭でのフェア開催など多彩な取り組みを実施した。

(3)海外に対する情報発信等

ア 我が国の違法伐採問題への取組への理解を深めるとともに海外の取組状況 に関する情報交換を行うため、一般社団法人全国木材検査・研究協会と共催 して「合法証明木材等に関する国際シンポジウム 2010 | を開催した。

イ また 中国木材流通協会の協力の下に、大連市においてセミナーを開催し 日本の取り組みを中国の関係業界にPRした。

2. 木質バイオマスの利用推進

(1) 木質バイオマスの利用推進 ・・・・・・・・・・ 資料 16,17 ア 木材のカーボンビジネスとしての取組み

低炭素化社会の構築に向けて、国全体を動かす仕組みとして税のグリーン化、見える化などの取組みが進められているが、こうした動きは、木材利用の推進、新たなビジネスチャンスにつながるものであり、その対応に積極的に取組んだ。

- イ カーボンフットプリントの制度は、商品の製造・輸送・排気などで発生する CO₂の量を表示するものである。これについては経済産業省が検討を進め 平成 21 年度から試行的に事業を実施している。全木連では林野庁や木材団体 が進める商品別のカーボンフットプリント作成の検討会メンバーに参加し分かりやすく、使いやすい指標となるよう要請等を実施した。
- ウ 温室効果ガス (CO₂など) 排出量取引の国内クレジット制度、カーボンオフセットクレジット制度などが開始されている。これらは木材産業においてエネルギー源を木質バイオマスボイラーに転換していくことにより温室効果ガスが削減され、そのことが取引対象となる仕組みであり、これらの情報提供等に取組んだ。
- エ 経済産業省が進める、再生可能エネルギーの全量買取り制度導入の検討に関して、木質バイオマス発電の買取りが実現するよう情報提供・必要な働きかけを実施した。

(2)間伐材、林地残材等の有効活用の取組み

ア 間伐の実施と、間伐により発生する木質資源の効率的な収集、運搬、これらの木質資源の利用に総合的に取り組んでいく林地残材のフル活用の取組みを推進した。また、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法制度に基づき、農林漁業者又は木材製造業者とバイオ燃料製造業者が共同で事業展開をしていく場合の金融、税制優遇措置の有効活用を推進した。

イ 製紙業界の間伐材製紙用チップの需要に対応し、林野庁の「間伐材チップ の確認のためのガイドライン」に基づいて供給体制の整備促進に努めた。

V 木材産業の生産加工体制整備

- 1. 「新成長戦略」「森林・林業再生プラン」と林業木材産業・・・・・ 資料 18
- (1)政府は平成22年6月18日に「新成長戦略」~「元気な日本」復活のシナリオ ~を閣議決定し、この中で森林・林業を成長産業として位置づけグリーン・イ ノベーションにおける国家プロジェクトの一つに森林・林業再生プランや「固 定買取制度」の導入等による再生可能エネルギーの普及拡大などを明確にして いる。
- (2) 林野庁は、平成22年11月に「森林・林業再生プラン」~コンクリート社会から木の社会へ~を実現するための「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を取りまとめ、木材自給率50%(10年以内)を目標として森林施業の集約化や路網整備を加速化、国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大などの施策展開を図ることとした。
- (3) こうした動きの中で、木材・木材産業の地域経済、低炭素化社会構築への貢献等に鑑み、その振興について関係方面に機会をとらえて働きかけた。

(1)経営安定対策の取組み

- ア 住宅着工の低迷、円高等に伴う木材需要低迷の中で、平成22年10月の第45 回全国木材産業振興大会における木材・国産材利用拡大対策や総合的経済対 策の実現などの宣言決議を受けて、平成22年度の補正予算、平成23年度予算、 税制改正等への木材産業関連対策の拡充等について活動強化に取組んだ。
- イ 円高・デフレ対応のための緊急経済対策「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」の中で、公共建築物や住宅などの木材利用推進を含む森林・林業再生緊急対策事業が追加されるとともに、平成23年度予算において一定の予算措置が行われた。

(2) セーフティネット対策の取組み

ア セーフティネット等経営支援対策など、きめ細かい情報提供、充実等の活動に取組んだ。中小企業信用保証対策については、100%保証の「緊急保証制度」は平成23年3月末が終了期限であったが、木材・木製品製造業を含む82業種は、「セーフティネット保証の指定業種」(中小企業信用保険法の指定業種)として平成23年9月30日まで延長指定され、引続き一般保証と別枠で保証限度額:8千万円(無担保、100%保証)などが継続されることになった。

イ また、(独)農林漁業信用基金の運転資金制度については、一部見直しがあったが木材事業者が資金利用しやすいように措置された。

(3) 雇用調整、雇用対策の取組

急激な円高、企業業績の停滞等による雇用情勢の悪化に対応するため、雇用調整助成金制度は①円高の影響により生産量が減少②直近3か月の生産量が3年前の同時期に比べ15%以上減少③直近の決算等の経常損益が赤字のいずれにも該当する場合であっても助成金の対象、といった要件緩和が平成22年12月から1年間行うこととされた。パンフレット「雇用安定のために」~事業主の方への給付金のご案内(平成22年度版)~や厚生労働省の「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用対策事業」の有効活用を推進した。

2. 木材需給の変化に応じた木材産業の確立

- (1)中小工場の有機的連携、原料転換等の促進・・・・・・・・・・・・・・・資料7 ア 木材需要の低迷・減少の影響を受け、製材等工場数は事業撤退、倒産等により大幅に減少し続け、地域の木材の利用・加工体制の弱体化が懸念されていることを踏まえ、地域の中小工場が連携して品質管理や製品の安定供給を行う体制整備の促進に努めた。
 - イ 北洋材など丸太輸入環境が大きく変化してきている中で、輸入材を原料としていた製材工場の加工・販売のノウハウを活かして、その原料を資源的に充実してきている国産材などに転換していく取組みを推進した。また、国産材のシェアが低い2×4住宅部材分野や土木用資材等の分野における国産材の利用拡大の促進に取り組んだ。

(2) 木材加工流通の合理化、高度化

- ア 低コストかつ品質の安定した加工・流通体制の構築に向けて、高性能木材 機械施設、乾燥施設等整備に有効な交付金・補助事業、融資事業、リース事 業などについて広く情報提供を数次にわたって行い、その活用を推進すると ともに制度充実の働きかけを実施した。
- イ 林野庁の「木材需給会議」に委員として協力し、木材需給の安定化に努めるとともに国土交通省の「建築資材需給連絡会」に協力し公共事業での木材供給の安定化に努めた。

(3) JAS制度等の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料20,21 品質の明確なJAS製材品供給体制の整備は木材業界において緊要の課題であり、一般社団法人全国木材検査・研究協会の協力を得て、全市連、全買連と共同して「JAS製材品普及推進展示会」を全国6箇所で開催するなどJAS制度の普及促進に努めた。また、一般消費者に対しても国産材製品フェアなどでJAS製品を展示するなどその利用推進に努めた。

平成23年3月末の全国の製材JAS認定工場数は、599工場となっている。

(4) 地域材原木の安定供給体制への取組み

原木の安定供給を確保するためには、施業の集約化・路網の整備、林業機械の整備等を促進し規模拡大と生産性の向上を実現することが重要であることから、全素協等と連携を図りつつリース事業等を通じ高性能林業機械の導入を促進した。

(5) 木材安定供給圏域システムモデル事業の推進

新生産システム推進対策事業に係る11のモデル地域のうち3モデル地域の5事業体に対し経営診断、移動経営診断等を実施した。また、新販路開拓の促進のため、業界団体、学識経験者の委員からなる企画運営委員会を組織し、「Japan Home and Building SHOW 2010」(11月 東京ビッグサイト)における、「活かして使おう国産材フェア」との連携を図り、4関係事業体の参加を得て国産材製材品、内装材、エクステリア用品などの展示・PR等に努めた。

(6) 地域ブランド並びに農商工連携の推進

木材関係の地域団体商標制度に基づく出願は、平成23年3月までに「西川材」 (埼玉県)、「南部の木」(山梨県)、「木曽檜」、「木曽桧」(長野県)、「東濃桧」、「東 濃ひのき丸太」(岐阜県)、「北山丸太」、「北山杉」(京都府)、「吉野材」、「吉野杉」、 「吉野桧」(奈良県)、「龍神材」(和歌山県)、「小国杉」(熊本県)の13件となっ ている。

東濃地域では、商標登録を契機に中小の事業者が連携して、東濃桧の一層の振興を図るための取組みが進められた。この制度と関連して農林水産省の「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」の活用等の推進、並びに中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携しそれぞれの経営資源を有効に活用し新商品の開発、生産若しくは需要の開拓などを促進する「農商工連携」制度の有効活用推進に努めた。

(7) 製材のこ目立ての技能検定について

厚生労働省は「規制改革推進のための3ヵ年計画」(平成20年3月閣議決定) を受けて技能検定職種統廃合の検討作業を進め、受講者が極めて少ない「製材 のこ目立て」職種は統合等の検討対象になった。全木連では、製材のこ目立て 技能検定の実態、ニーズを調査するとともに製品の品質、労働安全の確保等の 観点から、その存続の要望を実施したが、受講者の見通し等を踏まえ最終的に は廃止される方向で検討が進められている。

(8) 労働安全衛生対策

木材業界を挙げた労災防止の活動が実り、平成21年度からの木材・木製品製造業の労災保険料率は、現行より千分の3引下げとなって千分の15になった(年間16億円の負担減と想定)。労働安全の確保のため林材業ゼロ災運動、林材業リスクアセスメント活動を推進した。

(9) 林業退職金共済制度加入促進についての対応

林業退職金制度については、その重要性に鑑み、引き続き加入促進について 都道府県木連を通じて要請した。

(10) フォークリフト等の軽油引取税の免税措置への対応

軽油引取税(地方税)については、平成21年度の税制改正において道路特定 財源が一般財源化されることに伴い、軽油引取税を目的税から普通税に改めて 使途制限を廃止することとなったが、木材加工工場や木材市場等で使用される フォークリフトなどの軽油引取税の免税措置については平成24年3月まで存続 されることとなっている。この免税措置はおよそ年間12億円の経済効果をもた らすと推定され引き続き利用推進に努めるとともに、制度の存廃について注視 しつつ必要な対応していくこととしている。

3. 木材貿易、木材輸出への対応

(1) 木材輸出

国産材の海外への輸出振興のため、日本木材輸出振興協議会と連携し関連情報の入手とその推進に努めた。中国の「木構造設計規範」において日本産スギ、ヒノキ等の樹種が一般構造用製材として利用可能な樹種として明記されるよう活動を推進した。

- - イ 平成22年秋になってから、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)参加問題が急浮上し、これについては関係団体等との連携の下に慎重な対応を働き

かけた。

ウ ロシア材の針葉樹丸太については、平成23年1月から輸出税率80%に引き 上げられるとされていたが、さらに1年間の執行延期となりそれまでと同水準 の税率が維持された。北洋材の輸入量は激減し関連事業者の経営環境は極め て厳しいものとなり、引き続き全木連は原料転換等の推進、情報収集・交換 に努めた。

4. 平成22年度補正予算及び平成23年度予算の確保等

木材・住宅・中小企業関係予算の確保について、次のとおり新規・拡充、林 業関係金融制度の拡充が実現できた。

≪林野庁予算≫

【平成22年度 経済危機対応・地域活性化予備費使用】・・・・・・・ 資料23-1

○森林・林業再生緊急対策事業

6,100百万円

地域の工務店と製材工場が連携して地域材新規需要拡大につながる新製品等の開発や地域材を活用した住宅・建築物のモデル建設などの支援(平成21年度補正予算の森林整備加速化林業再生基金の拡充)

【平成22年度一次補正予算】・・・・・・・・・・・・・ 資料23-2

○森林・林業再生総合対策事業

9,400百万円

公共建築物等の木造・木質化、木製品等への地域材利用の促進、産地が明らかな 木材を住宅等に利用した場合の支援等(平成21年度補正予算の森林整備加速化林業 再生基金の拡充)

【平成23年度予算】

(林野庁木材産業課関係)・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料23-3

1 地域材供給倍増事業(新規)

856百万円

- ①地域における原木の安定供給の取組への直接支援②水平連携など木材産業活性化のための支援③木造公共建築物等への地域材利用による実需拡大④地域の差別化信頼性向上におる実需拡大
- 2 木材産業原料転換等構造改善緊急対策事業(継続) 200百万円 原料の国産材への転換のための設備資金・運転資金借入れに対する利子助成
- 3 木材産業構造改革整備(拡充)(森林・林業・木材産業づくり交付金)

1610百万円の内数

事業協同組合などが品質性能の確かな地域材製品の安定的な供給を行う場合など木材加工流通施設等の整備を支援

(林野庁木材利用課関係)・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料23-4

1 地域材供給倍增事業(新規)

856百万円(前記)

	①地域における原木の安定供給の取組への直接支援②水平連携など木材産業活性化のための支援③木造公共建築物等への地域材利用による実需拡大④地域の差別化信頼性向上におる実需拡大
2	木造公共建築物等の整備(新規)(森林・林業・木材産業づくり交付金) 1610百万円の内数
	地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な 木造公共建築物の施設整備への支援
3	1610百万円の内数
	未利用間伐材の収集運搬機材、木質バイオマス製品供給施設の整備、木質バイオマスを燃料として活用するのに必要な施設整備
(林里 1	野庁企画課関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料23-5 地域材利用促進緊急利子助成事業(新規) 180百万円
	・木材の生産加工施設整備等資金に対する利子助成 (F)庁経営課関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
《国土交通省住宅局予算》 【平成 22 年度一次補正予算】・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 24-1	
1	
【平 _月 1	成23年度予算】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料24-2 木のまち・木のいえ整備促進事業(拡充) 9000百万円 大規模木造建築物及び地域材を使った木造の長期優良住宅整備を支援
≪中 1	小企業庁予算≫○資金繰り支援の実施・・・・・・・・・・ 資料25 日本政策金融公庫の経営基盤の強化(補給金) 152億円
2	信用保証協会の経営基盤の強化 81億円
3	小規模事業者経営改善資金融資の拡充措置 36億円
5	. 平成23年度林産・住宅・中小企業税制改正 平成23年度の税制改正に対し、環境税の導入、中小企業税制、住宅取得資金 の贈与特例措置の延長などについて要望した。平成23年度税制改正大綱におい て以下のような事項が実現できた。

(木材業関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料26
1 企業立地の促進等による集積区域における集積産業用資産の特別償却措置の
延長(二年間)
2 農林漁業信用基金等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長(一
部制度改正)
(住宅税制)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料27
1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置 (延長)
2 相続時精算課税制度の適用要件の緩和(拡充)
(中小企業税制)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料28
1 法人税の中小企業軽減税率の引下げ(18%から15%)
2 法人税に係る繰越欠損金取扱いの見直し(7年間から9年間へ延長)

VI 建築関係諸制度への対応

- 1. 建築関係諸制度への対応・・・・・・・・・・・・ 資料 29,30
 - ア 構造計算偽装問題に関連して、一連の建築関連法制度が施行されたが、木造2階建て以下等の4号建築物の特例措置は継続される見通しとなっている。 今後とも木材利用が推進できることを基本として、これら建築関係諸制度への対応を進めていくこととしている。
 - イ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」では「建築基準法等の規制のあり方の検討、必要な措置を講ずる」と規定され、また平成22年9月に閣議決定された「日本を元気にする規制改革100」では「建築確認申請・申請手続きの迅速化、集成材のJASに係る性能規定の導入、校舎等の構造計算関連見直し等」が盛り込まれた。

これらの動きを注視しつつ情報提供、必要な対応に取組んだ。

- ウ 国土交通省では伝統的構法を再評価するために、構造実験・分析、地域建 材の品質性能の調査などに取組んでいる。このことは地域材利用を図る上で 注目されるところであり、情報の収集・提供、調査委員会への参加等を実施 した。
- エ 平成23年3月に住生活基本法に基づく「住生活基本計画」が改定され、「住宅の新築及びリフォームの際の地域材利用の促進」などと新たに明記され、 都道府県計画における「地域材利用の促進」の具体的目標化に向けた取り組みを推進した。

2. 住宅産業業界との連携等

全国中小建築工事業団体連合会、日本木造住宅産業協会に全木連が実施す

る各種委員会等に参加してもらうなどにより、その連携強化に努めた。

住宅建築関係諸制度、補助・融資・税制などについて、最新情報を全木連 HPに掲載するとともに情報周知を図った。

Ⅷ 環境、健康・安全対策の推進

1. 木くずの取扱いについて

(1)燃料利用

木くずの取り扱いについては、一定の要件を満たす燃料として利用される木質焚ボイラーは、産業廃棄物の焼却施設には当たらないものとして取り扱われることとなっており、引続きその定着化に努めた。

(木くずの燃料利用に係る取扱いの概要)

- ① 製材工場等(集成材工場、合・単板工場、プレカット工場、フローリング 工場)において工場又は事業場内の生産工程でボイラーが利用される場合、 廃棄物焼却施設には当たらない。
- ② 当該ボイラーには、生産事業場において協同組合が設置及び複数の者が共同で設置するボイラーも含む。
- ③ 有害物質の含有の観点等生活環境保全の担保措置は必要。

(2) 木くずに係る廃棄物の区分について

一般廃棄物であった①物品賃貸業に係る木くず(リース事業者から排出されるリース物品(家具・器具類等)に係る木くず)、②貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)に係る木くずが、産業廃棄物として取り扱われることとなり、このことについて現場で混乱が生じないよう引続き必要な対応に取り組んだ。

2. 揮発性有機化合物 (VOC) 問題への対応

アセトアルデヒドの室内空気濃度に関する問題提起(建築学会)については引続き注視を重ねるともに、製材品はトルエン、キシレン等の4VOCを全く放散せず、健康安全性に優れた資材であること等についてリーフレット、各種イベント等で普及を図った。

3. 緑の循環認証会議(SGEC)等への対応

緑の循環認証会議(SGEC)の認証森林面積は平成23年3月現在で国内の864千haと着実に拡大しており、また分別表示認定事業者の数も404と増加している。建築物総合環境評価システム(CASBEE)は、建築物への木材利用を促進する上で注目されている評価システムである。これらの制度の普及や情報収集に努めた。

4. 環境税等の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料31,32 平成23年度税制改正要望の環境税(地球温暖化対策のための税)については、平成23年度に「地球温暖化対策のための税」を導入することとなり、具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー起源CO2排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとされた。森林吸収源対策については、国全体としての財源確保を引き続き検討することとなった。なお、森林整備に係る地方の独自課税制度については、導入済の都道府県は30となっている。

Ⅷ 全木連活動の活性化等の取組み

1. 第45回全国木材産業振興大会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料33 平成22年10月14日に札幌市で、全木連・全木協連共催、北海道木協連協力 で全国から約800名の参加を得て第45回全国木材産業振興大会を開催した。「新 たな木材利用への挑戦で木材産業の創造的再興」を大会スローガンとして、 ①住生活空間への木材・国産材の利用拡大②総合的な経済対策、中小企業対 策などの充実・実現③公共建築物等への木材利用促進④安全安心のJAS製品、 合法木材・木製品の普及定着、供給体制の整備⑤炭素を固定し再生可能な「木 材」の利用推進が図られる税制度、エコポイント制度などの導入、について 大会宣言決議を行った。

2. 全木連各種委員会の活動

- (1) 平成22年8月8日、総務委員会を開催し平成22年度全国木材産業振興大会開催方針等を決定するとともに、林野庁幹部と林業・木材産業の振興に関する意見交換を行った。
- (2) 平成23年1月31日、国産材委員会を開催し、林野庁担当官から木材産業に関する平成23年度予算の概要、森林林業再生プラン等について説明を受けた後、振興方策、各地域における国産材関連企業の動向等について意見交換等を行った。
- (3) 平成23年2月4日に外材委員会を開催し、林野庁担当官から世界の木材貿易動向、TPPを巡る状況、違法伐採問題等について説明を受けた後、各地域における外材の需給動向等の情勢、課題等について意見交換等を行った。
- (4) 平成23年2月18日にPR委員会を開催し、平成23年度における木材利用普及

事業の取組み方向、木材PRポスターの企画方針等について審議した。

- 3. 全木連情報システムの構築への対応
- (1) 木材・木材産業、住宅、行政関連情報について、全木連のホームページ及び電子メールの適切な活用を行った。HPはほぼ毎週、情報の更新を行うとともに、電子メールを活用した迅速な情報提供に努めた。
- (2) また、一般消費者・建築関係者に木材・木材利用に関する様々な情報を提供するためHPの改定に取組んだ。

4. 第49回農林水産祭「実りのフェスティバル」への参加

平成22年11月に農林水産省と(財)日本農林漁業振興会主催の農林水産祭「実りのフェスティバル」に木材関係中央団体と協力の下に参加し、JAS製材品・木質建材、木材利用の推進のPR展示、日曜大工教室開催などを通じて木材PR等を行った。

5. 都道府県木連総会、全木連支部会議等への参加

- (1) 都道府県木連総会(業種別会員団体の総会を含む。)
- (2) 全木連支部会議
- (3) 木材産業等大会(日本木青連大会を含む)
- (4) ブロックにおける行政との連絡会議(四国、九州)

6. 関係団体活動への参加等

森林・林業・木材産業、住宅産業、中小企業、環境関連団体事業活動への 参加・協力に積極的に取組んだ。